

平成23年度川越市食品衛生監視指導計画（案）に対するご意見と本市の考え方について

平成23年度川越市食品衛生監視指導計画(案)につきまして、平成23年1月25日から2月25日までの間ご意見を募集したところ、1名(1団体)の方からご意見をいただきました。貴重なご意見ありがとうございました。提出されたご意見及びそれに対する本市の考え方をとりまとめたので、お知らせします。

No.	項目	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	全体	食品衛生監視指導計画(案)に対する意見募集の時期をはやめてください。	ご意見として承ります。
2		前年度の実施結果とその分析をふまえて、従来の計画をどう変更・強化したのかを本文または資料で示して欲しい。	ご意見をふまえ、修正いたします。
3	第3 監視指導の実施体制等に関する事項	2 厚生労働省、関係自治体及び庁内との連携 関係機関・他自治体・庁内の連携については、わかりやすいように図を用いるなど工夫してください。	ご意見をふまえ、検討してまいります。
4	第4 監視指導計画	2 重点的監視事項(3) 食中毒病因物質別対策 カンピロバクターや腸管出血性大腸菌等について、事業者だけでなく、広く消費者である市民にも周知するよう工夫してください。	従前より幼稚園・保育園～中学校終了までの子どもを持つ保護者に対してリーフレットの配布を実施しておりますので、監視指導計画に記載いたします。
5		2 重点的監視事項(4) 適正な食品表示への対策 景品表示法による適正表示も追加してください。また、いわゆる健康食品・サプリメント(栄養補助食品)による健康被害も増加傾向にありますので、関係部局と連携し監視指導とともに市民に周知する方法も考えてください。	ご意見をふまえ、検討してまいります。
6		4 食品等の収去検査等(別表2)平成23年度収去検査実施計画 検体数・検査項目数ともにまだ少なすぎます。検体数、項目数ともに増やしてください。	検査の信頼性を確保しつつ、実行可能な検体数・項目数の増加を検討してまいります。
7		4 食品等の収去検査等(別表2)平成23年度収去検査実施計画 もう少し内容等が詳しく表記されたものがあると良いと思います。	ご意見をふまえ、修正いたします。
8	6 違反発見時の対応 「悪質な違反・・・告発も検討」ではなく、「告発を検討」として下さい。	違反の内容により、告発を検討します。	
9	第5 計画の実施状況等の公表及びリスクコミュニケーションの実施	2 普及啓発事業(5) 食品安全モニター制度の実施 公募モニターの人数等明記してください。期間も3ヶ月と短期間で、食品安全モニター受入店に限定した活用ではなく、年間を通じて市内全域での活用をご検討くださるよう要望いたします。	食品安全モニター制度については、ご意見をふまえ、また、モニターの方や受入協力店と協議のうえ、より効果的な運用について検討してまいります。
10		2 普及啓発事業 川越市も埼玉県やさいたま市と同様に、市民参画による食の安全に係る委員会等の設置を要望いたします。	ご意見として承ります。